

# 令和8年度愛媛県NPO法人活動助成事業 【協働事業助成】募集中！

補助率 10/10

1団体最大

50万円



おおむね

2団体

NPO法人が多様な主体と協働して  
地域課題の解決に取り組む活動を助成します！

営利を目的としない助け合い・支え合いの社会貢献活動であり、  
新たに取り組む活動はもちろん、  
既に取り組んでいる活動で資金が不足している活動も対象です！

**募集締切：令和8年5月15日(金)**【メールまたは郵送必着】

※助成事業に応募するためには、「あったか愛媛NPO応援基金」の基金団体の登録が必要です。

募集の詳細や  
提出書類様式等はこちら▼  
《愛媛ボランティアネット》



▼お申込み・お問い合わせ▼

愛媛県 県民環境部 県民生活局 県民生活課  
県民協働グループ

〒790-8570  
松山市一番町四丁目4-2  
TEL：089-912-2305  
メール：kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp



本助成事業は、県民、企業、団体等からの寄附を原資とする  
「あったか愛媛NPO応援基金」を活用して行っています。



# 協働事業助成 Q&A

Q1 協働事業とはどのようなものですか。



A1 NPO法人と他の主体が、目的を共有し、それぞれの特性を生かせるよう役割を分担して、連携・協力して行う事業です。

具体的には、企画立案への参加、労力や資材の提供、周知・広報など、様々な形が想定されます。

なお、協働の形態として、必ずしも「共催」である必要はありません。

Q2 「協働事業助成」と「人口減少対策活動助成」の違いは何ですか。

A2 「協働事業助成」は、NPO法人が他の主体と協働して実施する事業であることが必須条件であり、取り組む課題の指定（県提示テーマ）はありません。

一方、「人口減少対策活動助成」は、人口減少に関する地域課題の解決（県提示テーマあり）に取り組む事業であることが必須条件であり、他の主体との協働事業であるかは問いません。

※ただし、同一年度内において両方の助成事業に応募することはできません。

Q3 補助対象活動の実施期間はいつですか。

A3 令和8年4月1日から令和9年2月28日までの活動が対象になります。  
なお、公開プレゼンテーションは7月中旬頃、交付決定は8月中旬～下旬頃を予定していますが、交付決定前に実施された活動も、着手（発注等）が令和8年4月1日以降であれば対象となります。

《交付決定前着手事業について》

事前に着手する事業について、審査の結果、不採択となった場合には、補助金を交付することはできません（自己負担となります）ので、ご注意ください。

Q4 過去に補助を受けましたが、応募できますか。

A4 **応募可能です**。「協働事業助成」では、1団体あたりの交付回数に制限を設けておりません。様々な協働事業の提案を期待します。



～ その他、ご不明な点等ありましたらお気軽にお問い合わせください～